

特別支援教室にかかるQ & A

1 指導スペースについて

Q 学校に特別支援教室を設置するにあたり、学校内のどの教室も現在利用しており、専用の指導場所を確保できないため、十分な指導ができないのではないですか。

A 「通級による指導の手引き」(文部科学省)では、

通級による指導は、学校内に通級による指導のための専用のスペースを設けて指導を行う場合もあれば、そのようなスペースが無くとも、空き教室、図書室、特別支援学級などの既存のスペースを活用して指導を行う場合もあります。

通級による指導を行う場として、一般に「通級指導教室」という名称が使われていますが、これは、専用のスペースを設けて指導を行うようなケースだけでなく、その他のスペースを活用して柔軟に指導を行うケースをも意味します。通級による指導の対象となる児童生徒がいる場合には、児童生徒の障害の状態に応じ、各地域や学校において様々な工夫を行って「通級指導教室」を設置していくことが必要です。

としています。各校に設置する特別支援教室はこれまでの通級指導学級とは異なり、毎日使用する教室ではないため、既存施設の有効活用や巡回指導の日にのみ使用する兼用の教室でも可能です。児童・生徒の障害の状態に応じて、様々な工夫し、柔軟に指導を行うことが重要です。

なお、こうした、特別支援教室での指導内容に応じて使用する教室や教具の調整等のために、都では特別支援教室を設置した学校に、特別支援教室専門員を配置しています。

2 指導時数について

Q 小学校では、従来の通級指導学級では週当たり半日程度の指導を受けていたが、在籍校での特別支援教室では、週当たり2時間程度の指導となり、指導時数が減ったケースがあると聞きました。特別支援教室の導入で、必要な時間数の指導が受けられなくなったのではないですか。

A 「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」(25 文科学初第 756 号、平成 25 年 10 月 4 日)では、

「通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。」としており、都においても、特別支援教室での指導の開始に当たっては、対象生徒の障害の状態等の的確な把握に基づき、指導目標、指導方針、週当たりの指導時間などをあらかじめ検討し、設定の上、判定を行うこととしています。

小学校では特別支援教室の導入により、指導時数が減少している場合がありますが、これは、その理由として、自校で指導を受けられるようになったことで、対象児童に真に必要な指導時数・指導内容が精選して行われるようになったことや、校内での連携が進み、通常の学級で行う配慮や支援が増えたことなどが挙げられています。指導の精選や校内での連携等により通級による指導時数が減少し、通常の授業を受けることができる時数が増えたことは、特別支援教室導入の効果の表れといえます。

3 特別支援教室設置後の他校での指導について

Q 平成30年度には都内全公立小学校に特別支援教室が導入される計画となっているが、特別支援教室の導入により、従来の通級指導学級（情緒障害等通級指導学級）はどのようなのですか。また、特別支援教室導入後も、在籍校以外で指導を受けることはできますか。

A 特別支援教室の導入により、従来の通級指導学級（情緒障害等通級指導学級）は、特別支援教室に変わります。特別支援教室の導入により、これまで通常の学級に在籍する発達障害のある生徒に対して通級指導学級で行ってきた特別な指導を、原則として在籍校で受けることとなりますが、児童本人の事情や指導上の必要により、在籍校以外で指導を受ける方が効果的な児童は、例外的に他校に設置されている特別支援教室で指導を受けることも可能です。

4 個別指導と小集団指導

Q 小学校では、特別支援教室の導入により、活動場所がない、児童数がそろわない等の理由により、小集団指導を行うことができなくなったと聞きました。情緒障害等通級指導学級では、個別指導と小集団指導を組み合わせる指導を行っていたので、全員に小集団指導を行うことができるようになる必要があるのではないですか。

A 都において、特別支援教室での指導を開始するに当たっては、対象児童・生徒の障害の状態等の的確な把握に基づき、指導目標、指導方針、週当たり指導時数などをあらかじめ検討し、設定の上、判定を行うこととしています。そのうち、指導方針においては、対象児童・生徒が指導目標を達成するために、指導内容や、指導形態（個別指導、小集団指導）に関する方針を設定することとしています。

個別指導、小集団指導の指導形態は児童・生徒の障害の状態に応じて適切に設定するものであり、特別支援教室で指導を受ける児童・生徒全員に、必ず個別指導、小集団指導両方の指導が必要なものではありません。

また、文部科学省の見解でも、「個別指導を中心とし、必要に応じてグループ指導を組み合わせることが適当」とされています。

なお、指導上の必要がある場合には、他校に設置されている特別支援教室で指導を受けることも可能です。